

笛吹市教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

会議名 令和7年度3月定例会

開催日 令和8年3月13日

開会時間 午後2時

閉会時間 午後3時53分

開催場所 笛吹市役所市民窓口館102会議室

2 出席及び欠席委員の氏名

出席者

教育長 望月 栄一

教育長職務代理者 三井 久美子

教育委員 加賀美 公人、鎮目 由美子、古屋 修二、押山 栄子

3 委員及び傍聴人を除く議場に出席の職員の職氏名

出席者

教育部長 手塚 克巳

教育総務課長 吉田 孝至

学校教育課長 角田 能一

学校教育課教育監 黒澤 宏至

学校教育課指導主事 橘田 昌樹、三枝 寛康

学校教育課教育相談室長 鬼島 和昭

生涯学習課長 早河 明

文化財課国分寺跡整備担当リーダー 吉原 隆

図書館長 松本 京子

教育総務課総務担当 白倉 美智子、宮澤 真郁

4 他部署から出席の長及び事務局職員職員の職氏名

出席者 なし

5 教育長等の報告の要旨

教育長 2月9日から3月13日までの事業報告

教育総務課 2月10日から3月13日までの事業報告

学校教育課 2月9日から3月11日までの事業報告

生涯学習課 2月10日から3月1日までの事業報告

文化財課 2月24日から2月27日までの事業報告

6 議題となった動議を提出した者の氏名
なし

7 議会に付した議案、議事の概要、議決事項(意見、発言内容要約)

■報告第11号 令和8年笛吹市議会第1回定例会の報告について

(教育部長) 資料に基づき説明

(教育委員)

補正説明の中で、3校の特別教室へ空調設備を設置する話があったが、他の学校の状況はどうなっているか。

(教育総務課長)

毎年3校に設置しているが、設置する順番は校長会に委ねている。1校2教室ずつのローテーションで、まもなく1回目のローテーションが終わる。

報告第11号 承認

■議案第31号 笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱及び笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

(教育総務課長) 資料に基づき説明

(職務代理者)

帳簿及び証拠書類について、保管期間が5年の理由は。

(教育総務課長)

様々な補助金要綱があるが、いずれも書類の保存期間を5年としているため、他の例規との整合性を図っている。

議案第31号 承認

■議案第32号 笛吹市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

(教育総務課長) 資料に基づき説明

(職務代理者)

会議の非公開について、多数決はいつの時点で行われるのか。

(教育総務課長)

例えば、定例会の中で事件や事故といった案件を取り扱う場合、教育長が進行の中で、会議を非公開にすることを委員に諮る。そこで3分の2の挙手があれば、会議は非公開となるため、傍聴人がいる場合には退出を求める。決定するのは、

会議の場である。

実は、外部から笛吹市教育委員会では、いじめ問題などに取り組んでいないのかという指摘があった。今までは「その他」で問題提起や議論がされていたため資料や議事録に載らなかったが、これからは議題に載せることで本市教育委員会でもしっかりと議論されていることを発信していく。ただし、その内容が個人の特定につながる場合には、当日の会議は非公開かつ議事録も不記載となる。そのことを整理し、文言としたのが、改正案として示した要綱である。

議案第 32 号 承認

- 議案第 33 号 笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則及び笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
(教育総務課長) 資料に基づき説明

議案第 33 号 承認

- 議案第 34 号 笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱、笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱、笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱、笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱、笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部改正について
(学校教育課長) 資料に基づき説明

議案第 34 号 承認

- 議案第 35 号 笛吹市教育支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱について
(学校教育課長) 資料に基づき説明
(教育委員)

現在のステラの在籍状況は。

また、4年生の不登校児童の状況はどうなっているか。

(学校教育課指導主事)

2月末現在の数字になるが、207 ページに今年度ステラを利用した児童生徒数を掲載している。正確な数は把握できていないが、4～5年生の不登校児童数が非常に増えてきており、市内全体で 15～16 人程である。6年生になると 20 人近くに増

え、中学校 1 年生で急増する。これまでは 5 年生からの不登校が多かったが、今年あたりから 3 年生までに低年齢化が進んでいるという状況である。

(職務代理者)

利用人数を見ると、30 人以上の利用があるようである。ステラの定員が 30 人というのは、指導員の数で決められているのか。

(学校教育課長)

保育園などのように最低基準のようなものではなく、施設のキャパシティが考慮されている。現状の施設でも、30 人より少し多く入ることができる。今後、ステラは現在の石和第一保育所として利用されている施設に移る予定である。施設は 50 人以上入れるところなので、利用者がかなり増えても対応は可能である。

(学校教育課指導主事)

10 年程前だが、県で教育支援センターの設置基準を定めており、そこでは児童生徒 5 人に対し職員 1 人が望ましいという表現がされていた。現在のステラの職員数から考えると、定員は 30 人程度となる。

議案第 35 号 承認

■議案第 36 号 笛吹市立小学校サポーター設置要綱の一部を改正する要綱について

(学校教育課長) 資料に基づき説明

(教育委員)

勤務時間について、小学校は 6 時間、中学校は 7 時間とあるが、1 時間の違いは何か。

(学校教育課長)

小学校と中学校の終業時間で違いがある。学校サポーターは、基本的に障害のある児童生徒に付き添うため、勤務時間は児童生徒のいる時間となる。

議案第 36 号 承認

■議案第 37 号 笛吹市立小中学校健康診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について

(学校教育課長) 資料に基づき説明

(教育委員)

1 時間当たり 1,052 円だが、半端な時間の場合はどうなるのか。

(学校教育課長)

勤務時間の計算は 15 分単位となるため、例えば 1 時間 10 分勤務した場合 10 分は切り捨てとなり、その分は支払われない。1 時間 15 分勤務した場合は、1 時間 15 分が勤務時間とみなされる。

議案第 37 号 承認

- 議案第 38 号 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
(学校教育課長) 資料に基づき説明

議案第 38 号 承認

- 議案第 39 号 笛吹市フリースクール利用支援事業補助金交付要綱の制定について
(学校教育課長) 資料に基づき説明
(教育委員)

出席扱いになるフリースクールは多いのか。

(学校教育課指導主事)

県がフリースクールのネットワーク会議を主催している。現在は、不登校児童生徒の受け皿になれるように、15 施設程が参加している。それらは、県の不登校支援の趣旨に準ずる形で子供の個性に応じて対応している。現在峡東地区には 3 施設のフリースクールがあるが、最近は中高のつながりを重視して私立の高校がフリースクールを開設する動きも出てきており、多様化が進んでいる。

(学校教育課教育監)

これらのフリースクールに行けば、出席扱いになるというものではない。児童生徒一人ひとりが、フリースクールの活動が学校教育課程上の学習などに合っているか、教育委員会や学校が実際にそのフリースクールに活動等を見に行った上で児童生徒の状況に応じて出席扱いにするか決めていく。

議案第 39 号 承認

- 議案第 40 号 笛吹市英語指導助手設置要綱の制定について
(学校教育課長) 資料に基づき説明

議案第 40 号 承認

- 議案第 41 号 笛吹市通学バス管理運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第 42 号 笛吹市通学バス運営に関する細則を廃止する細則について
- 議案第 43 号 笛吹市通学バス運営委員会規程の一部を改正する規程について
(学校教育課長) 資料に基づき説明
(教育委員)

笛吹市通学バス運営委員会は、どのくらいの頻度で話し合いが行われているのか。

(学校教育課長)

必要が生じた時に開催している。今年度は行っていない。

(教育委員)

説明以外で、スクールバスを要求している場所はあるか。

(学校教育課長)

境川の原区と学校から要望が出ている。規定があり、直線距離で3km以上、または「市長の認めるもの」というところで、特例として直線距離2kmかつ地区や学校から要望が出ているところを認めている。新たに創設された運行区間である大坪区は直線距離で2km以上あったが、向田区については、直線距離は2km以内だったが道のりで2.4kmあり、蛍見橋も渡らなければならないという状況があったため認めた。境川の原区については直線距離で2km以内だが、道のりで考えると2km以上で広域農道を歩いている状況がある。既存のバスが走っているルートでもあるので、どのように規定と合わせるか現在検討している。

議案第41号 承認

議案第42号 承認

議案第43号 承認

■議案第44号 笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

(生涯学習課長) 資料に基づき説明

議案第44号 承認

■議案第45号 山梨県市町村教育委員会連合会の今後の財政運営について

(教育総務課長) 資料に基づき説明

(教育委員)

お金が足りないことで、次年度以降負担金を増額するのと、工夫して活動してみた結果お金が足りないので負担金を増額するのだと、結果は同じだが後者の方が説得力があると思う。

(教育委員)

会長市にとっては、県に研修を頼んだ方が職員の負担が少なく、他に連合会として検討しなければならないことに作業時間を回すことができるのではないかと。また、教育委員にとっても県の考え方を知る機会になるのでありがたい。

(教育委員)

理事会の中で行っている県教育庁からの行政説明はどういった内容か。
(教育長)

各事業について、義務教育課あるいは特別支援教育・児童制度支援課から人事や指導、特別支援に関する現状の取り組みについて話がある。また、秋には来年度に予定する取り組みなどの行政説明がある。

議案第 45 号 承認

■議案第 46 号 笛吹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(学校教育課教育監) 資料に基づき説明
(職務代理者)

チラシについて、広報や地域の回覧板で住民の方々にも示したらどうか。学校ではどのような活動がされているのか、地域の方がわかる機会になればよいと思う。

(学校教育課長)

広報紙を所管する企画課広報担当と協議する。

(教育委員)

チラシについて、教育に携わっている方だとわかりやすいと思うが、地域の方や保護者だとわからない単語が多い気がする。おそらく DX や ICT などにはわからないと思う。できたらもう少しわかりやすく書いてもらえると、理解できると思う。

(学校教育課教育監)

検討する。

議案第 46 号 承認

8 教育長が必要と認める事項(議事資料)

なし

議事録署名

笛吹市教育委員会 教 育 長 _____

教育委員 _____

教育委員 _____

作成職員 _____